

令和8年2月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和8年2月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
認第1号	専決処分事件の報告及び承認について（令和7年度焼津市一般会計補正予算（第9号））	1
認第2号	焼津市監査委員の選任について	別冊
認第3号	焼津市監査委員の選任について	〃
認第4号	焼津市教育委員会委員の任命について	〃
認第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第1号	令和8年度焼津市一般会計予算案	別冊
議第2号	令和8年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案	〃
議第3号	令和8年度焼津市土地取得事業特別会計予算案	〃
議第4号	令和8年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案	〃
議第5号	令和8年度焼津市温泉事業特別会計予算案	〃
議第6号	令和8年度焼津市駐車場事業特別会計予算案	〃
議第7号	令和8年度焼津市介護保険事業特別会計予算案	〃
議第8号	令和8年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案	〃
議第9号	令和8年度焼津市港湾事業特別会計予算案	〃
議第10号	令和8年度焼津市水道事業会計予算案	〃
議第11号	令和8年度焼津市病院事業会計予算案	〃
議第12号	令和8年度焼津市公共下水道事業会計予算案	〃
議第13号	令和7年度焼津市一般会計補正予算（第10号）案	〃
議第14号	令和7年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第15号	令和7年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）案	〃
議第16号	令和7年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案	〃
議第17号	令和7年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第18号	令和7年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第5号）案	〃
議第19号	令和7年度焼津市水道事業会計補正予算（第3号）案	〃
議第20号	令和7年度焼津市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
議第21号	焼津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第22号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第23号	焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	30
議第24号	焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について	32
議第25号	焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	33
議第26号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	34
議第27号	焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例の制定について	35
議第28号	焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	36
議第29号	焼津市道路線の認定について	37

報第1号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	38
報第2号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	39

専決処分事件の報告及び承認について
「令和7年度焼津市一般会計補正予算（第9号）」を令和8年1月23日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月16日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度焼津市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,390,966千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		4,424,216	60,152	4,484,368
	3 委 託 金	374,878	60,152	435,030
19 繰 入 金		10,383,545	3,227	10,386,772
	2 基 金 繰 入 金	10,295,792	3,227	10,299,019
歳 入 合 計		76,327,587	63,379	76,390,966

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		10,227,673	63,379	10,291,052
	4 選 挙 費	87,895	63,379	151,274
歳 出 合 計		76,327,587	63,379	76,390,966

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金	4,424,216	60,152	4,484,368
19 繰 入 金	10,383,545	3,227	10,386,772
歳 入 合 計	76,327,587	63,379	76,390,966

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総 務 費	10,227,673	63,379	10,291,052	60,152	0	0	3,227
歳 出 合 計	76,327,587	63,379	76,390,966	60,152	0	0	3,227

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	4,424,216	60,152	4,484,368
3 委託金	374,878	60,152	435,030
1 総務費委託金	361,624	60,152	421,776
19 繰入金	10,383,545	3,227	10,386,772
2 基金繰入金	10,295,792	3,227	10,299,019
1 財政調整基金繰入金	4,160,359	3,227	4,163,586
歳 入 合 計	76,327,587	63,379	76,390,966

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	10,227,673	63,379	10,291,052	60,152	0	0	3,227
4 選挙費	87,895	63,379	151,274	60,152	0	0	3,227
4 衆議院議員選挙費	0	63,379	63,379	60,152	0	0	3,227
歳 出 合 計	76,327,587	63,379	76,390,966	60,152	0	0	3,227

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	60,152	衆議院議員選挙費委託金
1 財政調整基金 繰入金	3,227	財政調整基金とりくずし

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,368	衆議院議員選挙費 衆議院議員選挙費 63,379
3 職員手当等	23,510	
7 報償費	1,065	
8 旅費	5	
10 需用費	2,706	
11 役務費	8,657	
12 委託料	10,007	
13 使用料及び賃 借料	7,796	
17 備品購入費	7,260	
18 負担金、補助 及び交付金	5	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	その他の 手当	計			
補正後	長等	4	0	35,472	15,842	0	51,314	7,528	58,842
	議員	21	102,846	0	43,465	0	146,311	27,389	173,700
	その他の特別職	2,507	176,096	0	0	0	176,096	0	176,096
	計	2,532	278,942	35,472	59,307	0	373,721	34,917	408,638
補正前	長等	4	0	35,472	15,842	0	51,314	7,528	58,842
	議員	21	102,846	0	43,465	0	146,311	27,389	173,700
	その他の特別職	2,321	173,728	0	0	0	173,728	0	173,728
	計	2,346	276,574	35,472	59,307	0	371,353	34,917	406,270
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の特別職	186	2,368	0	0	0	2,368	0	2,368
	計	186	2,368	0	0	0	2,368	0	2,368

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1,567	814,013	3,593,269	2,792,282	7,199,564	1,360,235	8,559,799
補正前	1,567	814,013	3,593,269	2,768,772	7,176,054	1,360,235	8,536,289
比較	0	0	0	23,510	23,510	0	23,510

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	54,005	96,621	55,996	72,965	105,426	6,795	405,829	0
補正前	54,005	96,621	55,996	72,965	105,426	6,795	382,319	0
比較	0	0	0	0	0	0	23,510	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,749,363	190,672	54,610			
補正前	0	0	1,749,363	190,672	54,610			
比較	0	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	766	0	3,032,405	2,249,774	5,282,179	1,027,609	6,309,788
補正前	766	0	3,032,405	2,226,264	5,258,669	1,027,609	6,286,278
比 較	0	0	0	23,510	23,510	0	23,510

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	54,005	96,621	55,996	72,965	85,696	4,181	392,224	0
補正前	54,005	96,621	55,996	72,965	85,696	4,181	368,714	0
比 較	0	0	0	0	0	0	23,510	0

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,268,476	165,000	54,610			
補正前	0	0	1,268,476	165,000	54,610			
比 較	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	801	814,013	560,864	542,508	1,917,385	332,626	2,250,011
補正前	801	814,013	560,864	542,508	1,917,385	332,626	2,250,011
比 較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	19,730	2,614	13,605	0
補正前	0	0	0	0	19,730	2,614	13,605	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	480,887	25,672	0			
補正前	0	0	480,887	25,672	0			
比 較	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	職員数の異動状況 補正後 766 人 補正前 766 人 増減数 0 人
職員 手当	23,510	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	23,510	時間外手当 23,510

焼津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

焼津市行政手続条例（平成9年焼津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「」の次に「同条第4項中」を加え、「同項第3号」を「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第37条第3項中「行政手続法」の次に「（平成5年法律第88号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行

の日後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第10号の表中

「

30平方メートル以下のもの	10,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	28,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	38,000円

を

「

30平方メートル以下のもの	申請等に係る建築物（以下この号、第13号、第16号及び第17号において「申請等建築物」という。）の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	11,000円
	その他の場合	14,900円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	19,100円
	その他の場合	29,200円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,300円
	その他の場合	40,200円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの		53,200円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		76,300円

に、

「68,000円」を「134,200円」に、「96,000円」を「148,400円」に、「210,000円」を「307,100円」に、「360,000円」を「407,300円」に、「660,000円」を「657,200円」に改

め、同表備考ウの表確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合の部一戸建ての住宅の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「13,000円」を「14,000円」に、「24,000円」を「25,500円」に、「34,000円」を「35,400円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「62,000円」を「64,700円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「104,000円」を「107,500円」に、「139,000円」を「143,800円」に、「170,000円」を「176,000円」に改め、同表確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の部一戸建ての住宅の項中「6,000円」を「7,000円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「6,000円」を「7,000円」に、「12,000円」を「12,700円」に、「17,000円」を「17,700円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「31,000円」を「32,300円」に、「41,000円」を「42,700円」に、「52,000円」を「53,800円」に、「69,000円」を「71,900円」に、「85,000円」を「88,000円」に改め、同表第11号の表中「6,000円」を「6,800円」に、「9,000円」を「9,700円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「18,000円」を「20,900円」に改め、同表第12号中「17,000円」を「17,700円」に、「9,000円」を「9,700円」に改め、同表第13号の表中

「

30平方メートル以下のもの	15,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	33,000円

を

「

30平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,600円
	その他の場合	19,300円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	18,500円
	その他の場合	28,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,400円
	その他の場合	40,700円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの		55,200円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		60,900円

に、

「55,000円」を「74,900円」に、「74,000円」を「83,600円」に、「171,000円」を

「153,800円」に、「244,000円」を「281,700円」に、「449,000円」を「575,200円」に改め、同表備考ウの表一戸建ての住宅の項中「3,000円」を「4,000円」に改め、同表一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「3,000円」を「4,000円」に、「4,000円」を「4,800円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「15,000円」を「15,600円」に、「23,000円」を「23,800円」に、「36,000円」を「37,400円」に、「39,000円」を「40,400円」に、「42,000円」を「43,400円」に、「77,000円」を「79,700円」に改め、同表一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項及び一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。この号、第90号及び第93号において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分の項中

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円	を
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの		

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,100円	に、
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	2,800円	

「3,000円」を「4,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「15,000円」を「16,100円」に、「36,000円」を「37,400円」に、「48,000円」を「50,100円」に、「88,000円」を「91,100円」に改め、同表一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分の項中

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1,000円	を
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの		
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの		
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの		

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	360円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	510円

トル以下のもの	
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	1,100円
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1,400円

に、

「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,900円」に、「4,000円」を「4,800円」

に、

「

床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	

を

「

床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,500円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,800円

に改め、

同表その他の建築物の工場等用途に供する部分を除いた建築物の部分の項中

「

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	

を

「

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,100円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	2,800円

に、

「3,000円」を「4,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「15,000円」を「16,100円」に、「36,000円」を「37,400円」に、「48,000円」を「50,100円」に、「88,000円」を「91,100円」に改め、同表その他の建築物の工場等用途に供する建築物の部分の項中

「

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メ	

を

一トール以下のもの	
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	

床面積の合計が30平方メートル以下のもの	360円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	510円
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	1,100円
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1,400円

に、

「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,900円」に、「4,000円」を「4,800円」

に、

床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	

を

床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,500円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,800円

に改め、

同表第14号の表中「18,000円」を「18,800円」に、「26,000円」を「31,400円」に改め、同表第15号中「21,000円」を「22,900円」に改め、同表第16号の表中

30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	31,000円

を

30平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	12,600円
	その他の場合	18,300円

に、

30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,500円
	その他の場合	27,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	23,400円
	その他の場合	38,700円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの		53,200円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		58,900円

「52,000円」を「71,900円」に、「69,000円」を「78,600円」に、「161,000円」を「143,800円」に、「234,000円」を「271,700円」に、「439,000円」を「565,200円」に改め、同表第17号の表中

30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	30,000円

30平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,600円
	その他の場合	19,900円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,900円
	その他の場合	28,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	24,000円
	その他の場合	39,500円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの		54,700円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		56,700円

「50,000円」を「62,100円」に、「68,000円」を「68,300円」に、「145,000円」を

「117,700円」に、「204,000円」を「210,300円」に、「391,000円」を「414,700円」に改め、同表第18号中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表第19号中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表第20号及び第21号中「33,000円」を「34,300円」に改め、同表第22号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第23号の表中「120,000円」を「123,900円」に、「140,000円」を「144,300円」に、「180,000円」を「185,100円」に改め、同表第24号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第24の2号中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表第25号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第26号中「33,000円」を「34,300円」に改め、同表第27号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第28号中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表第29号及び第30号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第31号中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表第32号から第34号まで中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第35号中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表第36号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第37号ア中「78,000円」を「80,200円」に改め、同号イ中「78,000円」を「80,200円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第38号ア中「78,000円」を「80,200円」に改め、同号イ中「78,000円」を「80,200円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第39号ア中「220,000円」を「226,800円」に改め、同号イ中「220,000円」を「226,800円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第40号ア中「220,000円」を「226,800円」に改め、同号イ中「220,000円」を「226,800円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第41号ア中「78,000円」を「80,200円」に改め、同号イ中「78,000円」を「80,200円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第42号ア中「220,000円」を「226,800円」に改め、同号イ中「220,000円」を「226,800円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第43号ア中「220,000円」を「226,800円」に改め、同号イ中「220,000円」を「226,800円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表第44号中「6,400円」を「6,700円」に、「12,000円」を「12,500円」に改め、同表第45号から第48号まで中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表第49号中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表第50号中「160,000円」を「164,600円」に改め、同表第61号ア中「、第63条第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、「又は第68条の69第3項第7号イ」を削り、同号イ中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、「190,000円」を「190,100円」に、「260,000円」を「260,300円」に、「390,000円」を「390,200円」に、「510,000円」を「510,200円」に、「660,000円」を「660,100円」に改め、同表第62号ア中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に、「、第63条第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改め、「又は第68条の69第3項第7号ロ」を削り、「13,000円」を「13,100円」に、「35,000円」を「35,100円」に、「43,000円」を「43,100円」に改め、同号イ中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に、「13,000円」を「13,100円」に、「35,000円」を

「35,100円」に、「43,000円」を「43,100円」に改め、同表第68号の表中

「

「

22,000円
43,000円
86,000円
130,000円
170,000円
220,000円
300,000円
13,000円
30,000円
65,000円
120,000円
200,000円
270,000円
340,000円
480,000円
86,000円
130,000円
190,000円
260,000円
390,000円
510,000円
660,000円
870,000円

を

22,200円
43,300円
86,100円
130,100円
169,900円
220,000円
300,500円
13,000円
30,400円
64,600円
119,600円
200,000円
270,100円
339,700円
480,300円
86,100円
130,300円
190,300円
260,400円
390,400円
510,000円
660,100円
869,800円

に改め、

」

」

同表第69号中「870,000円」を「869,800円」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同表第70号中「46,000円」を「46,100円」に、同表第71号中「26,000円」を「25,800円」に改め、同表第72号中「18,000円」を「17,900円」に、「39,000円」を「38,900円」に、「69,000円」を「69,300円」に、「97,000円」を「96,800円」に改め、同表第73号ア中「1,700円」を「1,600円」に改め、同表第84号の表長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の部住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）の款一戸建ての住宅の項中「15,000円」を「16,100円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「15,000円」を「16,100円」に、「26,000円」を「27,500円」に、「42,000円」を「43,000円」に、「68,000円」を「69,600円」に、「108,000円」を「109,500円」に、「164,000円」を「165,800円」に、「277,000円」を「280,400円」に、「350,000円」を「354,300円」に、「398,000円」を

「402,400円」に改め、同部確認書等を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）の款一戸建ての住宅の項中「22,000円」を「23,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「22,000円」を「23,200円」に、「38,000円」を「38,900円」に、「61,000円」を「62,200円」に、「101,000円」を「102,900円」に、「161,000円」を「162,800円」に、「245,000円」を「247,100円」に、「415,000円」を「418,700円」に、「525,000円」を「530,300円」に、「595,000円」を「601,300円」に改め、同部その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）の款一戸建ての住宅の項中「52,000円」を「53,100円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「52,000円」を「53,100円」に、「118,000円」を「119,200円」に、「187,000円」を「189,400円」に、「368,000円」を「371,300円」に、「656,000円」を「663,400円」に、「1,127,000円」を「1,137,500円」に、「2,082,000円」を「2,102,500円」に、「2,974,000円」を「3,003,200円」に、「3,643,000円」を「3,678,800円」に改め、同部その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）の款一戸建ての住宅の項中「77,000円」を「77,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「77,000円」を「77,800円」に、「176,000円」を「177,600円」に、「280,000円」を「282,600円」に、「550,000円」を「556,200円」に、「983,000円」を「993,300円」に、「1,689,000円」を「1,706,100円」に、「3,122,000円」を「3,153,300円」に、「4,460,000円」を「4,504,400円」に、「5,463,000円」を「5,516,800円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の部確認書等を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）の款一戸建ての住宅の項中「12,000円」を「12,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「12,000円」を「12,800円」に、「21,000円」を「21,200円」に、「34,000円」を「34,900円」に、「52,000円」を「52,600円」に、「86,000円」を「87,000円」に、「137,000円」を「138,400円」に、「228,000円」を「230,800円」に、「285,000円」を「288,500円」に、「316,000円」を「319,600円」に改め、同部確認書等を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）の款一戸建ての住宅の項中「17,000円」を「17,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「17,000円」を「17,800円」に、「30,000円」を「30,400円」に、「49,000円」を「49,600円」に、「77,000円」を「77,700円」に、「128,000円」を「130,300円」に、「204,000円」を「205,700円」に、「341,000円」を「345,400円」に、「427,000円」を「431,200円」に、「473,000円」を「477,800円」に改め、同部その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）の款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「67,000円」を「67,400円」に、「107,000円」を「107,300円」に、「202,000円」を「203,500円」に、「361,000円」を「364,700円」に、「618,000円」を「624,200円」に、「1,131,000円」を「1,141,900円」に、「1,597,000円」を「1,613,000円」に、「1,939,000円」を「1,957,600円」に改め、同部その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）の款一戸建ての住宅の項中「45,000円」を「46,000円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の項中「45,000円」を「46,000円」に、「99,000円」を「100,700円」に、「159,000円」を「160,600円」に、「301,000円」を「304,800円」に、「540,000円」を「545,900円」に、「926,000円」を「934,800円」に、「1,695,000円」を「1,712,000円」に、「2,394,000円」を「2,419,000円」に、「2,907,000円」を「2,935,200円」に改め、同表第85号中「160,000円」を「164,600円」

に改め、同表第86号の表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の款一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）の項中「5,000円」を「5,500円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「49,000円」を「51,400円」に、「88,000円」を「91,300円」に、「139,000円」を「143,800円」に、「176,000円」を「182,300円」に、「188,000円」を「194,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,500円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「137,000円」を「142,000円」に、「174,000円」を「180,000円」に、「217,000円」を「224,400円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「150,000円」を「155,300円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「215,000円」を「222,200円」に、「171,000円」を「177,100円」に、「309,000円」を「319,800円」に、「243,000円」を「251,000円」に、「418,000円」を「432,200円」に、「315,000円」を「325,700円」に、「549,000円」を「567,900円」に、「358,000円」を「370,100円」に、「644,000円」を「665,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項中「118,000円」を「122,400円」に、「149,000円」を「154,200円」に、「195,000円」を「201,900円」に、「304,000円」を「314,300円」に、「390,000円」を「403,400円」に、「466,000円」を「482,100円」に、「543,000円」を「561,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「94,000円」を「97,600円」に、「246,000円」を「254,400円」に、「120,000円」を「124,600円」に、「309,000円」を「319,400円」に、「158,000円」を「163,400円」に、「399,000円」を「412,300円」に、「256,000円」を「264,700円」に、「569,000円」を「588,600円」に、「334,000円」を「345,700円」に、「701,000円」を「725,100円」に、「402,000円」を「415,600円」に、「829,000円」を「856,700円」に、「471,000円」を「487,300円」に、「946,000円」を「977,600円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の部市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の款一戸建ての住宅の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「3,000円」を「3,300円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,600円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「53,000円」を「55,400円」に、

「83,000円」を「86,100円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「113,000円」を「117,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「52,000円」を「54,300円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「104,000円」を「107,900円」に、「130,000円」を「134,600円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「40,000円」を「41,800円」に、「78,000円」を「81,300円」に、「60,000円」を「62,600円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「94,000円」を「97,700円」に、「163,000円」を「168,600円」に、「135,000円」を「139,800円」に、「223,000円」を「230,700円」に、「175,000円」を「181,200円」に、「292,000円」を「301,700円」に、「197,000円」を「203,700円」に、「341,000円」を「352,400円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項中「60,000円」を「62,500円」に、「76,000円」を「79,100円」に、「100,000円」を「103,900円」に、「160,000円」を「165,600円」に、「209,000円」を「216,300円」に、「250,000円」を「258,400円」に、「293,000円」を「302,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「48,000円」を「50,300円」に、「124,000円」を「128,700円」に、「61,000円」を「63,600円」に、「156,000円」を「161,600円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「202,000円」を「208,900円」に、「136,000円」を「140,900円」に、「293,000円」を「302,800円」に、「181,000円」を「187,100円」に、「364,000円」を「376,800円」に、「218,000円」を「225,500円」に、「432,000円」を「446,300円」に、「257,000円」を「265,500円」に、「494,000円」を「511,000円」に改め、同表第87号の表低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料の部市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の款一戸建ての住宅の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,300円」に、「8,000円」を「8,900円」に、「14,000円」を「14,900円」に、「26,000円」を「27,300円」に、「41,000円」を「42,500円」に、「53,000円」を「55,100円」に、「56,000円」を「58,000円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項、一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分の項及びその他の建築物の項中「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「8,000円」を「8,900円」に、「26,000円」を「26,900円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「52,000円」を「53,700円」に、「65,000円」を「67,300円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「4,000円」を「5,100円」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「4,000円」を「5,100円」に、「その他の基準による申請にあ

つては9,000円」を「その他の基準による申請にあつては10,000円」に、「市長が定める基準による申請にあつては9,000円」を「市長が定める基準による申請にあつては9,600円」に、「19,000円」を「19,700円」に、「13,000円」を「14,200円」に、「27,000円」を「28,400円」に、「20,000円」を「21,100円」に、「39,000円」を「40,700円」に、「30,000円」を「31,600円」に、「56,000円」を「58,200円」に、「47,000円」を「49,200円」に、「81,000円」を「84,300円」に、「67,000円」を「70,100円」に、「111,000円」を「115,300円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「146,000円」を「151,200円」に、「98,000円」を「102,000円」に、「170,000円」を「176,400円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項中「30,000円」を「31,200円」に、「38,000円」を「39,500円」に、「50,000円」を「51,800円」に、「80,000円」を「83,100円」に、「104,000円」を「108,000円」に、「125,000円」を「129,500円」に、「146,000円」を「151,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分の項及びその他の建築物の項中「24,000円」を「24,800円」に、「62,000円」を「64,000円」に、「30,000円」を「31,900円」に、「78,000円」を「80,600円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「101,000円」を「104,300円」に、「68,000円」を「70,500円」に、「146,000円」を「151,100円」に、「90,000円」を「93,200円」に、「182,000円」を「188,300円」に、「109,000円」を「112,900円」に、「216,000円」を「223,500円」に、「128,000円」を「132,700円」に、「247,000円」を「255,500円」に改め、同表第90号の表建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の部認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合の款一戸建ての住宅の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「5,000円」を「5,500円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「49,000円」を「51,400円」に、「88,000円」を「91,300円」に、「139,000円」を「143,800円」に、「176,000円」を「182,300円」に、「188,000円」を「194,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）の項中「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,500円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「137,000円」を「142,000円」に、「174,000円」を「180,000円」に、「217,000円」を「224,400円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「10,000円」を「10,300円」に、「17,000円」を「18,500円」に、「29,000円」を「29,900円」に、「87,000円」を「89,800円」に、「137,000円」を「142,000円」に、「174,000円」を「180,000円」に、「217,000円」を「224,400円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に改め、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、

「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「150,000円」を「155,300円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「215,000円」を「222,200円」に、「171,000円」を「177,100円」に、「309,000円」を「319,800円」に、「243,000円」を「251,000円」に、「418,000円」を「432,200円」に、「315,000円」を「325,700円」に、「549,000円」を「567,900円」に、「358,000円」を「370,100円」に、「644,000円」を「665,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する共用部分に限る。）の項中「118,000円」を「122,400円」に、「149,000円」を「154,200円」に、「195,000円」を「201,900円」に、「304,000円」を「314,300円」に、「390,000円」を「403,400円」に、「466,000円」を「482,100円」に、「543,000円」を「561,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分の項中「94,000円」を「97,200円」に、「246,000円」を「254,700円」に、「120,000円」を「124,200円」に、「309,000円」を「319,400円」に、「158,000円」を「163,400円」に、「399,000円」を「412,300円」に、「256,000円」を「264,700円」に、「569,000円」を「588,600円」に、「334,000円」を「345,700円」に、「701,000円」を「725,100円」に、「402,000円」を「415,600円」に、「829,000円」を「856,700円」に、「471,000円」を「487,300円」に、「946,000円」を「977,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分の項中「20,000円」を「21,100円」に、「28,000円」を「29,600円」に、「40,000円」を「41,800円」に、「103,000円」を「106,500円」に、「155,000円」を「160,100円」に、「193,000円」を「199,600円」に、「239,000円」を「247,300円」に改め、同款その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分の項中「94,000円」を「97,200円」に、「246,000円」を「254,700円」に、「120,000円」を「124,200円」に、「309,000円」を「319,400円」に、「158,000円」を「163,400円」に、「399,000円」を「412,300円」に、「256,000円」を「264,700円」に、「569,000円」を「588,600円」に、「334,000円」を「345,700円」に、「701,000円」を「725,100円」に、「402,000円」を「415,600円」に、「829,000円」を「856,700円」に、「471,000円」を「487,300円」に、「946,000円」を「977,600円」に改め、同款その他の建築物の工場等の用途に供する部分の項中「20,000円」を「21,100円」に、「28,000円」を「29,600円」に、「40,000円」を「41,800円」に、「103,000円」を「106,500円」に、「155,000円」を「160,100円」に、「193,000円」を「199,600円」に、「239,000円」を「247,300円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の部認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合の款一戸建ての住宅の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「3,000円」を「3,300円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,600円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「53,000円」を「55,400円」に、「83,000円」を「86,100円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「113,000円」を「117,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第

1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。)の項中「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「52,000円」を「54,300円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「104,000円」を「107,900円」に、「130,000円」を「134,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「6,000円」を「6,300円」に、「10,000円」を「11,100円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「52,000円」を「54,000円」に、「82,000円」を「85,000円」に、「104,000円」を「107,600円」に、「130,000円」を「134,600円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「40,000円」を「41,800円」に、「78,000円」を「81,300円」に、「60,000円」を「62,600円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「94,000円」を「97,700円」に、「163,000円」を「168,600円」に、「135,000円」を「139,800円」に、「223,000円」を「230,700円」に、「175,000円」を「181,200円」に、「292,000円」を「301,700円」に、「197,000円」を「203,700円」に、「341,000円」を「352,400円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)の項中「60,000円」を「62,500円」に、「76,000円」を「79,100円」に、「100,000円」を「103,900円」に、「160,000円」を「165,600円」に、「209,000円」を「216,300円」に、「250,000円」を「258,400円」に、「293,000円」を「302,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分の項中「48,000円」を「49,900円」に、「124,000円」を「128,300円」に、「61,000円」を「63,600円」に、「156,000円」を「161,600円」に、「82,000円」を「85,000円」に、「202,000円」を「209,300円」に、「136,000円」を「140,900円」に、「293,000円」を「303,200円」に、「181,000円」を「187,100円」に、「364,000円」を「376,800円」に、「218,000円」を「225,200円」に、「432,000円」を「446,300円」に、「257,000円」を「265,500円」に、「494,000円」を「511,000円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分の項中「11,000円」を「11,400円」に、「16,000円」を「16,600円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「60,000円」を「62,100円」に、「91,000円」を「94,300円」に、「113,000円」を「117,200円」に、「141,000円」を「145,700円」に改め、同款その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分の項中「48,000円」を「49,900円」に、「124,000円」を「128,300円」に、「61,000円」を「63,600円」に、「156,000円」を「161,600円」に、「82,000円」を「85,000円」に、「202,000円」を「209,300円」に、「136,000円」を「140,900円」に、「293,000円」を「303,200円」に、「181,000円」を「187,100円」に、「364,000円」を「376,800円」に、「218,000円」を「225,200円」に、「432,000円」を「446,300円」に、「257,000円」を「265,500円」に、「494,000円」を

「511,000円」に改め、同款その他の建築物の工場等の用途に供する部分の項中「11,000円」を「11,400円」に、「16,000円」を「16,600円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「60,000円」を「62,100円」に、「91,000円」を「94,300円」に、「113,000円」を「117,200円」に、「141,000円」を「145,700円」に改め、同表第91号の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部市長が定める機関が交付した建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の款一戸建ての住宅の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「5,000円」を「5,500円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「49,000円」を「51,400円」に、「88,000円」を「91,300円」に、「139,000円」を「143,800円」に、「176,000円」を「182,300円」に、「188,000円」を「194,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,500円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「137,000円」を「142,000円」に、「174,000円」を「180,000円」に、「217,000円」を「224,400円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「150,000円」を「155,300円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「215,000円」を「222,200円」に、「171,000円」を「177,100円」に、「309,000円」を「319,800円」に、「243,000円」を「251,000円」に、「418,000円」を「432,200円」に、「315,000円」を「325,700円」に、「549,000円」を「567,900円」に、「358,000円」を「370,100円」に、「644,000円」を「665,500円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項中「118,000円」を「122,400円」に、「149,000円」を「154,200円」に、「195,000円」を「201,900円」に、「304,000円」を「314,300円」に、「390,000円」を「403,400円」に、「466,000円」を「482,100円」に、「543,000円」を「561,600円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「94,000円」を「97,600円」に、「246,000円」を「254,400円」に、「120,000円」を「124,600円」に、「309,000円」を「319,400円」に、「158,000円」を「163,400円」に、「399,000円」を「412,300円」に、「256,000円」を「264,700円」に、「569,000円」を「588,600円」に、「334,000円」を「345,700円」に、「701,000円」を「725,100円」に、「402,000円」を「415,600円」に、「829,000円」を「856,700円」に、「471,000円」を「487,300円」に、「946,000円」を「977,600円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部市長が定める機関が交付した建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の款一戸建ての住宅の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅

の住戸部分の項中「3,000円」を「3,300円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,600円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「29,000円」を「30,700円」に、「53,000円」を「55,400円」に、「83,000円」を「86,100円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「113,000円」を「117,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「6,000円」を「6,600円」に、「10,000円」を「10,700円」に、「17,000円」を「18,100円」に、「52,000円」を「54,300円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「104,000円」を「107,900円」に、「130,000円」を「134,600円」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「40,000円」を「41,800円」に、「78,000円」を「81,300円」に、「60,000円」を「62,600円」に、「112,000円」を「116,100円」に、「94,000円」を「97,700円」に、「163,000円」を「168,600円」に、「135,000円」を「139,800円」に、「223,000円」を「230,700円」に、「175,000円」を「181,200円」に、「292,000円」を「301,700円」に、「197,000円」を「203,700円」に、「341,000円」を「352,400円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項中「60,000円」を「62,500円」に、「76,000円」を「79,100円」に、「100,000円」を「103,900円」に、「160,000円」を「165,600円」に、「209,000円」を「216,300円」に、「250,000円」を「258,400円」に、「293,000円」を「302,800円」に改め、同款一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「48,000円」を「50,300円」に、「124,000円」を「128,700円」に、「61,000円」を「63,600円」に、「156,000円」を「161,600円」に、「82,000円」を「85,400円」に、「202,000円」を「208,900円」に、「136,000円」を「140,900円」に、「293,000円」を「302,800円」に、「181,000円」を「187,100円」に、「364,000円」を「376,800円」に、「218,000円」を「225,500円」に、「432,000円」を「446,300円」に、「257,000円」を「265,500円」に、「494,000円」を「511,000円」に改め、同表第93号の表認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合の部一戸建ての住宅の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,300円」に、「8,000円」を「8,900円」に、「14,000円」を「14,900円」に、「26,000円」を「27,300円」に、「41,000円」を「42,500円」に、「53,000円」を「55,100円」に、「56,000円」を「58,000円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第2項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「3,000

円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「8,000円」を「8,900円」に、
「26,000円」を「26,900円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「52,000円」を「53,700
円」に、「65,000円」を「67,300円」に改め、同表その他の場合の部一戸建ての住宅の項
中「4,000円」を「5,100円」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、同部一戸建ての住宅
以外の住宅の住戸部分の項中「4,000円」を「5,100円」に、「その他の基準による申請に
あつては9,000円」を「その他の基準による申請にあつては10,000円」に、「市長が定める
基準による申請にあつては9,000円」を「市長が定める基準による申請にあつては9,600
円」に、「19,000円」を「19,700円」に、「13,000円」を「14,200円」に、「27,000円」を
「28,400円」に、「20,000円」を「21,100円」に、「39,000円」を「40,700円」に、
「30,000円」を「31,600円」に、「56,000円」を「58,200円」に、「47,000円」を「49,200
円」に、「81,000円」を「84,300円」に、「67,000円」を「70,100円」に、「111,000円」を
「115,300円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「146,000円」を「151,200円」に、
「98,000円」を「102,000円」に、「170,000円」を「176,400円」に改め、同部一戸建ての
住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適
用する建築物の共用部分に限る。）の項中「30,000円」を「31,200円」に、「38,000円」を
「39,500円」に、「50,000円」を「51,800円」に、「80,000円」を「83,100円」に、
「104,000円」を「108,000円」に、「125,000円」を「129,500円」に、「146,000円」を
「151,600円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部
分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分の項中「24,000円」を「24,800円」
に、「62,000円」を「64,000円」に、「30,000円」を「31,900円」に、「78,000円」を
「80,600円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「101,000円」を「104,300円」に、
「68,000円」を「70,500円」に、「146,000円」を「151,100円」に、「90,000円」を
「93,200円」に、「182,000円」を「188,300円」に、「109,000円」を「112,900円」に、
「216,000円」を「223,500円」に、「128,000円」を「132,700円」に、「247,000円」を
「255,500円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分の項
中「5,000円」を「5,700円」に、「8,000円」を「8,300円」に、「11,000円」を「11,900
円」に、「30,000円」を「31,000円」に、「45,000円」を「47,000円」に、「56,000円」を
「58,500円」に、「70,000円」を「72,800円」に改め、同部その他の建築物の工場等の用
途に供する部分を除いた部分の項中「24,000円」を「24,800円」に、「62,000円」を
「64,000円」に、「30,000円」を「31,900円」に、「78,000円」を「80,600円」に、
「41,000円」を「42,600円」に、「101,000円」を「104,300円」に、「68,000円」を
「70,500円」に、「146,000円」を「151,100円」に、「90,000円」を「93,200円」に、
「182,000円」を「188,300円」に、「109,000円」を「112,900円」に、「216,000円」を
「223,500円」に、「128,000円」を「132,700円」に、「247,000円」を「255,500円」に改
め、同部その他の建築物の工場等の用途に供する部分の項中「5,000円」を「5,700円」
に、「8,000円」を「8,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に、「30,000円」を
「31,000円」に、「45,000円」を「47,000円」に、「56,000円」を「58,500円」に、
「70,000円」を「72,800円」に改め、同表第93の2号の表市長が定める機関が交付した建
築物省エネ法第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に

掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の部一戸建ての住宅の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,300円」に、「8,000円」を「8,900円」に、「14,000円」を「14,900円」に、「26,000円」を「27,300円」に、「41,000円」を「42,500円」に、「53,000円」を「55,100円」に、「56,000円」を「58,000円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「3,000円」を「3,100円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「8,000円」を「8,900円」に、「26,000円」を「26,900円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「52,000円」を「53,700円」に、「65,000円」を「67,300円」に改め、同表その他の場合の部一戸建ての住宅の項中「4,000円」を「5,100円」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項中「4,000円」を「5,100円」に、「その他の基準による申請にあつては9,000円」を「その他の基準による申請にあつては10,000円」に、「市長が定める基準による申請にあつては9,000円」を「市長が定める基準による申請にあつては9,600円」に、「19,000円」を「19,700円」に、「13,000円」を「14,200円」に、「27,000円」を「28,400円」に、「20,000円」を「21,100円」に、「39,000円」を「40,700円」に、「30,000円」を「31,600円」に、「56,000円」を「58,200円」に、「47,000円」を「49,200円」に、「81,000円」を「84,300円」に、「67,000円」を「70,100円」に、「111,000円」を「115,300円」に、「87,000円」を「90,600円」に、「146,000円」を「151,200円」に、「98,000円」を「102,000円」に、「170,000円」を「176,400円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）の項中「30,000円」を「31,200円」に、「38,000円」を「39,500円」に、「50,000円」を「51,800円」に、「80,000円」を「83,100円」に、「104,000円」を「108,000円」に、「125,000円」を「129,500円」に、「146,000円」を「151,600円」に改め、同部一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分の項及びその他の建築物の項中「24,000円」を「24,800円」に、「62,000円」を「64,000円」に、「30,000円」を「31,900円」に、「78,000円」を「80,600円」に、「41,000円」を「42,600円」に、「101,000円」を「104,300円」に、「68,000円」を「70,500円」に、「146,000円」を「151,100円」に、「90,000円」を「93,200円」に、「182,000円」を「188,300円」に、「109,000円」を「112,900円」に、「216,000円」を「223,500円」に、「128,000円」を「132,700円」に、「247,000円」を「255,500円」に改め、同表第97号の表第2種の項中「130円」を「120円」に改め、同表第3種の項中「1,590円」を「1,600円」に改め、同表第4種の項中「390円」を「430円」に改め、同表第5種の項中「260円」を「240円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（別表第61号ア中「、第63条第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、「又は

第68条の69第3項第7号イ」を削り、同号イ中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第62号ア中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に、「第63条第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改め、「又は第68条の69第3項第7号ロ」を削り、同号イ中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例（案）

焼津市地域交流センター条例（令和5年焼津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表焼津市豊田地域交流センターの項中「焼津市小屋敷258番地の1」を「焼津市小土961番地の1」に改める。

別表1 会議室等使用料の表中

焼津市豊田 地域交流セ ンター	大会議室	1,470	1,900	2,210	を	
	和 室	1 部屋	1,050	1,370		1,580
		2 部屋通	1,470	1,900		2,210
	会 議 室	会議室	1,050	1,370		1,580
		会議室小	520	630		730
		2 部屋通	1,470	1,900		2,210
	料理実習室	2,330	2,640	2,860		

焼津市豊田 地域交流セ ンター	大集会室	1,900	2,540	2,860	に改める。	
	和室	840	1,050	1,270		
	会 議 室	会議室 1	1,050	1,370		1,580
		会議室 2	1,050	1,370		1,580
		会議室 1・2 通	1,470	1,900		2,210
		会議室 3	840	1,050		1,270
	会議室 4	520	630	730		
料理実習室	1,270	1,580	1,900			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の焼津市豊田地域交流センターの使用許可に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例（案）

焼津市勤労会館条例（昭和62年焼津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「3月31日まで」の次に「並びにこれらの期間以外の期間に冷暖房を使用したとき」を加え、「し、これらを区分しない場合の利用料金の額は、冷暖房時と平常時の額の平均額の範囲内と」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

焼津市水道事業給水条例（平成10年焼津市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第24条第1項の表を次のとおり改める。

口径 (ミリメートル)	基本料金		従量料金
	水量	金額	
13	10立方メートルまで	1,012円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 1立方メートルにつき 129.8円
20		1,463円	
25		1,727円	
	水量なし		30立方メートルを超え50立方メートルまで 1立方メートルにつき 149.6円
30		2,431円	1立方メートルから50立方メートルまで 1立方メートルにつき 149.6円
40		4,312円	
50		9,713円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 189.2円
75		21,252円	
100		43,417円	
150		123,871円	
300	765,072円		

第24条第2項中「187円」を「242円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の第24条の規定は、令和8年9月分として徴収する水道料金から適用し、同年8月分以前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出
焼津市長 中野 弘道

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例(案)

(焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成30年焼津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(焼津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 焼津市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年焼津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 焼津市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年焼津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例の制定について

焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例（案）

焼津市大井川左岸水防団条例（平成20年焼津市条例第122号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に、廃止前の焼津市大井川左岸水防団条例第10条、第11条及び第12条の規定に基づき支給すべき事由が生じた場合における報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

（焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

- 3 焼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び」を削り、「同法」を「水防法（昭和24年法律第193号）」に改める。

第2条及び第3条第1項中「又は非常勤水防団員」を削る。

第5条第2項第1号中「又は非常勤水防団員」を削り、同条第3項中「非常勤水防団員若しくは」を削る。

第18条の2の見出し中「及び非常勤水防団員」を削り、同条中「又は非常勤水防団員」を削る。

第25条を削る。

第3章中第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第6条第7項第1号中「又は非常勤水防団員」を削る。

（焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定の施行の前日に、同項の規定による改正前の焼津市消防団員等公務災害補償条例の規定により、廃止前の焼津市大井川左岸水防団条例第5条の規定により任命された非常勤の水防団長又は水防団員につき支給すべき事由が生じた場合における焼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償については、なお従前の例による。

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

焼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の焼津市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

焼津市道路線の認定について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和8年2月16日提出
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
五ヶ堀之内道北分譲地八号線	焼津市五ヶ堀之内 485 番 1 地内	
	焼津市五ヶ堀之内 485 番 1 地内	

報第1号

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年1月14日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第1号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年1月14日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 58,080円

報第2号

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年1月14日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第2号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年1月14日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 49,500円